

揮発性有機化合物排出施設設置(使用・変更)届出書記載要領

1 様式第2：届出書

(1) 届出の内容

不要な文字は抹消すること。

設置届・・・新設する場合

使用届・・・大気汚染防止法（以下「同法」という。）施行令の改正で、既設の施設が新たに揮発性有機化合物排出施設となった場合

変更届・・・既に届出した施設について、別紙1及び別紙2の届出内容を変更する場合

(2) 受信者名

管轄の環境保健所長あてとすること。

(3) 届出者

住所・名称及び氏名（電話番号）を記入すること。

法人にあっては、法人を代表する者の職と氏名（電話番号）を記入すること。

なお、法人代表者の代理人を届出者とする場合は、同法に係る権限を代理人に委託する旨の代表者の委任状を添付すること。

(4) 根拠規定

不要な文字は抹消すること。

設置届・・・第17条の5第1項以外の文字

使用届・・・第17条の6第1項以外の文字

変更届・・・第17条の7第1項以外の文字

(5) 工場又は事業場の名称

略称を用いないこと。

(6) 工場又は事業場の所在地

郵便番号及び住居表示を正確に記入すること。

(7) 揮発性有機化合物排出施設の種類

同法施行令別表第1の2に掲げる項番号・名称・施設数を記入すること。

2以上の揮発性有機化合物排出施設が同一の工場又は事業場に設置され、同法施行令別表第1の2の項が同一である場合、一つの届出書で届出することができる。

2 別紙1：揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

1列に1施設を記入すること。

変更届の場合は、変更前と変更後の数値をそれぞれ1列に記入し、内容を対照させること。

(1) 工場又は事業場における施設番号

工場又は事業場にある届出対象施設すべてに一連番号をつけて、その施設番号を記入すること。

(2) 名称及び型式

略称を用いないこと。

(3) 設置年月日・着手予定年月日・使用開始予定年月日

以下の欄に記入すること。

設置届・・・設置工事の着手予定年月日・使用開始予定年月日

使用届・・・設置年月日（設置届出の際の工事着手年月日）

変更届・・・設置年月日（設置届出の際の工事着手年月日）・変更工事の着手予定年月日・使用開始予定年月日

(4) 規模

届出の施設に係る同法施行令別表第1の2の該当する規模について記入すること。

(5) 1日の使用時間及び月使用日数等

届出の施設を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記入すること。

届出の施設が貯蔵タンクの場合は、高揮発性有機化合物を貯蔵している日数を記入すること。

(6) 排出ガス量

定格能力による運転時の最大湿りガス量を記入すること。

貯蔵タンクについては、記入しないこと。

(7) 使用する主な揮発性有機化合物の種類

トルエン・キシレン等の物質名を記入すること。

揮発性有機化合物が石油類である場合は、物質名ではなく、ガソリン・原油・ナフサ等の製品名を記入すること。

(8) 揮発性有機化合物濃度

湿りガス中の濃度とし、揮発性有機化合物の処理施設が設置されている場合は、処理後の濃度とすること。

一つの施設が複数の排出口を設置している場合は、それぞれの排出口の濃度を記入することが原則であるが、①構造等から最高濃度を排出する排出口が特定できる場合はその濃度、②すべての排出口の排出ガス量で加重平均した濃度、のいずれかでもよい。

複数の施設から集合煙突を経て排出される場合は、各施設が単独で稼働した場合に、集合煙突から排出する濃度を、測定及び計算により求めて記入すること。

新設の場合は、計算により求めた濃度を記入すること。

貯蔵タンク（排出ガス処理装置を設置しているものを除く。）の場合は、計算により求めた濃度を記入すること。

(9) 参考事項

揮発性有機化合物の排出が不安定であったり、特異的に高濃度の排出が生じる事態が想定される場合は、その状況を記入すること。

揮発性有機化合物の処理施設を設置していないが、揮発性有機化合物の含有量が少ない塗料を使用する等の、排出を抑制する方法を採っている場合は、その内容を記入すること。

3 別紙2：揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設が設置されていない場合は、届出の必要はない。

1 列に 1 施設を記入すること。

変更届の場合は、変更前と変更後の数値をそれぞれ 1 列に記入し、内容を対照させること。

(1) 揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号

工場又は事業場にある揮発性有機化合物の処理施設すべてに一連番号をつけて、その施設番号を記入すること。

(2) 処理に係る揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号

(1) の処理施設が処理する揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号を記入すること。

(3) 揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式

(1) の処理施設の処理方法を示す種類・名称・型式を記入すること。

(4) 設置年月日・着手予定年月日・使用開始予定年月日

以下の欄に記入すること。

設置届・・・設置工事の着手予定年月日・使用開始予定年月日

使用届・・・設置年月日（設置届出の際の工事着手年月日）

変更届・・・設置年月日（設置届出の際の工事着手年月日）・変更工事の着手予定年月日・使用開始予定年月日

(5) 処理能力

排出ガス量は、定格能力による運転時の最大湿りガス量を記入すること。

揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。

処理効率は、揮発性有機化合物濃度について、以下の計算値を記入すること。

$$100 \times (\text{処理前} - \text{処理後}) / (\text{処理前}) [\%]$$

4 添付書類

以下に示す書類を添付すること。書類は原則として A4 版とし、それ以上の大きさの場合は A4 版の大きさに折りたたむこと。

図面は、構造が明確に判断される程度でよい。

(1) 工場・事業場付近見取図

工場又は事業場の位置がわかるもの

(2) 揮発性有機化合物排出施設等の配置図

揮発性有機化合物排出施設等の設置場所がわかるもの

(3) 揮発性有機化合物排出施設の概要図

揮発性有機化合物排出施設の構造図に寸法を記入すること

送風機及び排風機が設置されている場合は、その定格能力を示す仕様書等を添付すること。

(4) 揮発性有機化合物の処理施設の概要図

揮発性有機化合物の処理施設の構造図（煙突も処理施設に含む。）に寸法を記入

すること。

(5) 排出ガス測定箇所の位置図

測定口の位置・口径・地上高さを明示すること

(6) 揮発性有機化合物の排出方法

揮発性有機化合物排出施設から煙突までの排出ガスの流れを示すこと

(7) 揮発性有機化合物濃度の詳細資料

測定した場合は測定条件等を記載した報告書、計算の場合は計算書

(8) 操業の系統図

操業系統を揮発性有機化合物排出施設との関係も含めて示すこと

(9) 緊急連絡方法等

環境保全担当者の氏名・所属・職名・住所・電話番号を記入すること

5 その他の届出書

様式第4（氏名等変更届出書）、様式第5（使用廃止届出書）、様式第6（承継届出書）については、従来までの様式と変更がないことから、記載についても従来の要領に従うこと。

6 その他

(1) 相談・届出先

施設を設置する工場又は事業場を管轄する各健康福祉センター（環境保健所）にあらかじめ相談し、届出書を提出すること（別表）。

なお、下関市にあっては、下関市環境部環境政策課（〒751-0847 下関市古屋町1丁目18-1 TEL083-252-7151）が窓口となっています。

(2) 提出部数

正本1部、その写し1部

(3) 届出時期

平成18年3月31日までに設置（設置の工事が着手されているものを含む。）された揮発性有機化合物排出施設は、平成18年4月1日から30日以内に、同法第17条の6第1項に基づく使用届出書を提出すること。

平成18年4月1日以降に設置及び変更する揮発性有機化合物排出施設は、同法第17条の9に規定する実施の制限を受けることから、設置及び変更予定日（着手予定年月日）の60日前までに同法第17条の5第1項及び同法第17条の7第1項に基づく設置及び変更届出書を提出すること。

別表

名称	管轄区域	所在地	電話番号
岩国健康福祉センター 廃棄物・環境指導班	岩国市、和木町	〒740-0016 岩国市三笠町 1 丁目 1-1	(0827)29-1528
柳井健康福祉センター 環境薬事班	柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、平生町	〒742-0031 柳井市南町 3 丁目 9-3	(0820)22-3631
周南健康福祉センター 廃棄物・環境指導班	下松市、光市、周南市	〒745-0004 周南市毛利町 2 丁目 38	(0834)33-6428
山口健康福祉センター 廃棄物・環境指導班	山口市、防府市	〒753-8588 山口市吉敷下東 3 丁目 1-1	(083)934-2536
宇部健康福祉センター 環境指導班	宇部市、美祢市、 山陽小野田市	〒755-0033 宇部市琴芝町 1 丁目 1-50	(0836)39-9864
長門健康福祉センター 環境薬事班	長門市	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	(0837)22-2811
萩健康福祉センター 環境薬事班	萩市、阿武町	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1	(0838)25-2666

法施行令別表第 1 の 2

項	VOC 排出施設	規模要件
一	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が 3,000m ³ /時以上のもの
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの
三	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上のもの
四	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上のもの
五	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上のもの
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5m ² 以上のもの
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kL 以上のもの （ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する。）